

平成 27 年 6 月 5 日

国の債権管理等に関する行政評価・監視

〈結果に基づく勧告〉

総務省では、国の一般会計や特別会計全般にわたって存在する歳入金債権の管理状況等について、事務の適切かつ効率的な実施を図る観点から、全府省を対象に横断的に調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について、関係府省に勧告することとしましたので、公表します。

※ 今回の行政評価・監視は、総務省が平成 19 年 6 月に関係府省に対して勧告した「国等の債権管理等に関する行政評価・監視」のフォローアップを兼ねて実施したものです。

【本件連絡先】

総務省行政評価局 内閣、総務、規制改革等担当室

担 当：合田（ごうだ）、西中須、伊東

電 話：03-5253-5441（直通）

F A X：03-5253-5436

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h27.html

国の債権管理等に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

背景等

- 平成25年度末の国の歳入金債権の現在額は、約8.2兆円。このうち、履行期限が到来した債権の現在額は、約2.7兆円
- 国の債権を適切に管理・回収することは、国の財政上の利益を確保し、債務者間の不公平やモラルの低下を招かないようにするためにも重要
- 平成19年6月、①マニュアルの整備、②情報開示の充実、③滞納の拡大防止などを総務省が全府省に対して勧告

勧告日：平成27年6月5日

勧告先：11府省（内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）

※ 抽出機関数：15府省等92機関

※ 抽出債権案件数：2,469件 <約382億円>

うち指摘案件数：231件(約10%) <約7.4億円(約2%)>

適切かつ効率的な債権管理の一層の推進

《主な勧告事項》

債権管理事務の適切かつ効率的な実施

- 回収業務、不納欠損処理の早急な実施
- リスト化による進行管理等の実施
- 定期的な情報開示の充実（不納欠損処理の事由等の公表）

滞納の拡大防止対策の的確な実施

- 住基ネット活用の対象範囲及び回数の拡大
- 滞納者に国有地等の使用許可、契約の更新を認めないなどの措置
- 勤務先の情報を取得する仕組みの構築

1 債権管理事務の適切かつ効率的な実施

主な調査結果

国有地を不法占有しているが、債務者に損害賠償金の請求を未実施(3府省等11事例)

報告書P35、P50

債務者の所在が不明であるが、関係機関に速やかな照会を未実施(7府省等15事例)

報告書P36、P59

債務者が財産を保有しているが、差押えを未実施(10府省等24事例)

報告書P37、P71、P80

督促や強制履行を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難(10府省等160事例)

報告書P38、P93、P110

※ 指摘した231案件(7.4億円)のうち、160案件(約4.7億円)で消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている

勧告

回収見込み有

回収困難※

回収業務の早急な着手

不納欠損処理の早急な実施

リスト化による進行管理等の実施

不納欠損処理の事由等の公表

有効な時効中断措置を講じず、債権を時効消滅させた機関

2 滞納の拡大防止対策の的確な実施

主な調査結果

労働者災害補償保険年金の過払いを抑制するため、住基ネット(※)の活用に拡大の余地あり(厚生労働省)

報告書P145、P151

※ 住民基本台帳ネットワークシステムのこと。受給者データと同システムとのデータを突合させて、生存確認を行うことができる。

道路占用料を滞納しているが、道路占用の更新を認め、滞納額を拡大(国土交通省6国道事務所等9事例)

報告書P145、P153

国有地の貸付料等を滞納しているが、使用の継続を認め、滞納額を拡大(2府省7事例)

報告書P146、P157

債権回収に有効な情報(勤務先情報)を取得せず、債務者は所在不明となり、回収が困難(4府省27事例)

報告書P147、P165

勧告

住基ネット活用の対象範囲及び回数の拡大

滞納者に国有地等の使用許可、契約の更新を認めないなどの措置

勤務先の情報を取得する仕組みの構築